

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月8日（火）午前9時30分から12時1分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

(部会) 松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、草柳委員、飛田委員

(茨城行政評価事務所) 伊藤所長

(事務室) 藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案7件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 国民年金事案1件について、申立人から口頭意見聴取を行った。

次回においても、引き続き、申立事案の審議等を継続することとされた。

(3) 次回は、1月15日(火)午前9時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月11日（金）午前9時5分から12時1分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

(部会) 杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員、北村委員

(茨城行政評価事務所) 伊藤所長

(事務室) 藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案13件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 国民年金事案2件について、申立人から口頭意見聴取を行った。

(3) 部会として、厚生年金事案1件及び国民年金事案4件について、記録の訂正の必要はないとの判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務手続要領に基づき、厚生年金事案1件及び国民年金事案2件について、申立人の口頭意見陳述を求めることがとされた。

(5) 次回は、平成20年1月22日（火）午前9時から開催することとなつた。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月15日（火）午前9時28分から12時9分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

(部会) 松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、草柳委員、飛田委員

(茨城行政評価事務所) 伊藤所長

(事務室) 藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案12件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 国民年金事案2件について、申立人から口頭意見聴取を行った。

(3) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、国民年金事案3件について、記録の訂正の必要ないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務手続要領に基づき、国民年金事案1件について、申立人の口頭意見陳述を求めることとされた。

(5) 次回は、平成20年1月25日（金）午前9時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月22日（火）午前8時58分から11時58分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員、北村委員

（茨城行政評価事務所）伊藤所長

（事務室）藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

（1）申立事案の審議

（2）あっせん案等の審議

（3）その他

5. 会議経過

（1）茨城社会保険事務局から転送された事案19件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

（2）厚生年金事案1件及び国民年金事案1件について、申立人から口頭意見聴取を行った。

（3）部会として、厚生年金事案4件及び国民年金事案4件について、記録の訂正の必要はないとの判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（4）次回は、平成20年1月30日（水）午後1時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月25日（金）午前9時30分から11時54分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

(部会) 松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、草柳委員、飛田委員

(茨城行政評価事務所) 伊藤所長

(事務室) 藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案13件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金事案5件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務手続要領に基づき、国民年金事案2件について、申立人の口頭意見陳述を求めることとされた。

(4) 次回は、平成20年2月5日(火)午前9時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第7回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月30日（水）午後1時30分から4時35分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員、北村委員

（茨城行政評価事務所）伊藤所長

（事務室）藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案19件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 厚生年金事案1件及び国民年金事案2件について、申立人から口頭意見聴取を行った。

(3) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、厚生年金事案2件及び国民年金事案5件について、記録の訂正の必要はないとの判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務手続要領に基づき、国民年金事案1件について、申立人の口頭意見陳述を求めることとされた。

(5) 次回は、平成20年2月8日（金）午後1時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕